

後期高齢者医療保険料の試算について

夫の年金収入150万円

妻の年金収入150万円 の場合

☆ 保険料の算定方法

保険料額＝所得割額＋均等割額

所得割額＝(年金収入額－120万円(公的年金控除額)－33万円(基礎控除額)×0.0832

均等割額＝45,250円

○所得の少ない方に対する軽減措置

7割軽減:世帯の所得額が基礎控除額(33万円)を超えない場合

5割軽減:世帯の所得額が基礎控除額(33万円)＋24,5万円＋(世帯人数－1)を超えない場合

2割軽減:世帯の所得額が基礎控除額(33万円)＋35万円×世帯人数を超えない場合

※世帯の範囲は、本人、本人が属する世帯の世帯主及び他の被保険者

☆ 夫の保険料額 :13,575円

所得割額

(150万円－120万円－33万円)×0.0832 < 0円 → 所得割額 0円

均等割額

45,250円

→ 夫婦合わせての所得額が33万円以下なので7割軽減により均等割額 13,575円

※ 世帯の所得額

150万円(夫の年金収入額)＋150万円(妻の年金収入額)－120万円(基礎控除額)

×2人－15万円(高齢者特別控除)×2人＝30万円<33万円→7割軽減

保険料額＝所得割額＋均等割額＝0円＋13,575円＝13,575円

☆ 妻の保険料額 :13,575円

所得割額

(150万円－120万円－33万円)×0.0832 < 0円 → 所得割額0円

均等割額 45,250円

→ 夫婦合わせての所得額33万円以下なので7割軽減により均等割額 13,575円

※ 世帯の所得額

150万円(夫の年金収入額)＋150万円(妻の年金収入額)－120万円(基礎控除額)

×2人－15万円(高齢者特別控除)×2人＝30万円<33万円→7割軽減

保険料額＝所得割額＋均等割額＝0円＋13,575円＝13,575円

易合